

ワンストップ特例制度について

ふるさと納税をした寄附者が、一定の条件を満たしている場合、確定申告に代えて、申請書類の提出をすることで税額控除を受けることができる制度です。

ふるさとチョイス等、寄附受付サイトから寄附された場合、マイナンバーカードとスマートフォンがあれば、書類送付不要のオンライン申請も可能です。

ワンストップ特例制度を利用できる方の条件

- ①確定申告や住民税申告をする必要のない給与所得者等であること
- ②ふるさと納税以外に確定申告または住民税の申告を行う必要がないこと
- ③年間の寄附先が5自治体以内であること

申請の方法

(1) 申請書の記入







同梱の「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記入（記入例は裏面）

(2) 申請内容の確認書類の貼付




申請内容の確認のため、マイナンバーおよび本人確認ができる書類の写しを提出する必要があります。（1）申請書裏面「申請内容の確認書類 貼付台紙」に以下のいずれかのパターンに該当する書類のコピーを貼り付けてください。

申請期限

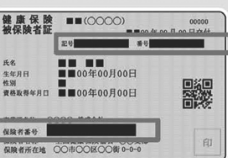
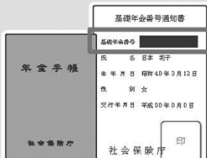
寄附翌年の1月10日（必着）

パターンA	パターンB	パターンC
①個人番号確認書類+②本人確認書類	①個人番号確認書類1点+②本人確認書類1点	①個人番号確認書類1点+②本人確認書類2点
 	 	 
マイナンバーカード （裏面）	・通知カード ・住民票写し （個人番号入）	・通知カード ・住民票写し （個人番号入）
マイナンバーカード （表面）	・運転免許証 ・パスポート （現住所記載有） など	・健康保険証 ・年金手帳 など

「①個人番号確認書類」の注意事項（ ：個人番号が記載されている箇所）

マイナンバーカード	マイナンバー通知カード	住民票
		
個人番号は裏面に記載されています。	キリトリ線 交付申請書(キリトリ線から下)に記載のある申請書IDは個人番号ではありません。	自治体によって書式が異なります。個人番号欄が「省略」となっていないことを確認してください。

「②本人確認書類」の注意事項（ ：貼付の際にマスキングが必要な箇所）

		<p>【健康保険証(被保険者証)の写しを貼付する場合】 保険者番号、被保険者記号・番号を判読できない程度までマスキング(黒塗り等)してください。</p> <p>【年金手帳の写しを貼付する場合】 基礎年金番号を判読できない程度までマスキング(黒塗り等)してください。</p>
---	---	--

(3) 書類の郵送

(1)、(2)で準備した書類を同梱の返信用封筒で郵送してください。

●「石川県庁」への寄附（ふるさと納税）について、この特例制度で税額控除を受けたい場合は「寄附した年」の翌年1月10日まで（必着）に担当窓口へご申請ください。

●ご郵送の際は、簡易書留などの記録が付く方法を推奨します。（普通郵便での申請未達は責任を負いかねます。）

記入例

令和●●年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
道府県民税

「寄附した年」をご記入ください。申請期限は翌年1月10日(必着)です。

令和 ●●年 ●●月 ●●日 石川県知事 殿	整理番号	
住所 ●●●●●● ●●県●●市●●番地●●号 ●●マンション●●棟●●号室	フリガナ	いしかわ たろう
	氏名	石川 太郎
電話番号 ●●●●-●●●●-●●●●	個人番号	●●●●●●●●●●●●●●●●
	生年月日	明・大(昭) 平・令 ●●●●

「個人番号」欄には、あてこの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

貼付する確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)と相違なくご記入ください。

めなとか又出した地方税法第57条の2（第514条の1）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

必ず個人番号（マイナンバー）をご記入ください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日 令和 ●●年 ●●月 ●●日	寄附金額 ●●,●●● 円
-------------------------	------------------

2. 申告の特例の適用に関する事項

「石川県庁」への寄附についてのみご記入ください。

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。 ※確定申告をする必要のない一般的な会社員等がこれに該当します。

(1) 特例申告書提出者
(2) 特例申請書提出者
①と②どちらも該当する場合のみワンストップ特例の申請が可能です。
どちらかでも該当しない場合は、確定申告をお願いします。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

※年間の寄附先が「5」自治体を超える場合、ワンストップ特例を申請することはできません。